

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和8年9月10日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事 馬場 一郎

1 企画競争に付する事項

- (1) 件名及び数量 第47回全国障害者技能競技大会における宿泊・輸送・食事等手配業務
- (2) 規格等 企画競争説明書のとおり
- (3) 履行期限 仕様書のとおり

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和8年10月28日（※企画提案書の提出期限の日）現在において、令和7・8・9年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 令和8年10月28日（※企画提案書等の提出期限の日）現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (6) 令和8年10月28日（※企画提案書等の提出期限の日）現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (7) 単独で対象業務を行えない場合、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる企画競争参加グループを結成し、企画競争に参加することができる。ただし、企画競争参加グループの代表者を含む企画競争参加グループ内の複数の構成員において、企画競争参加グループでの業務受注実績を有していること。その場合、企画競争書類提出時までに企画競争参加グループを結成し、企画競争参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。ま

た、企画競争参加グループの構成員は、上記（１）から（２）及び（４）から（６）までの資格を満たす必要があり、他の企画競争参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、企画競争参加グループの代表者及び構成員は、企画競争参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

（８）その他独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約担当役理事が次に定める資格要件を満たすことを証明した者であること。

イ ISMS 認証（ISO/IEC27001 若しくは JISQ27001）、JISQ15001 又はプライバシーマーク制度の認証を取得していること、もしくは同等の体制を有していることを第三者機関（認証機関であること）が証明していること。

ロ 第一種旅行業の登録がされていること。

3 契約候補者の選定

企画競争説明書に基づき提出された企画提案書について評価を行い、契約候補者として１者を選定する。

4 企画競争説明書等の交付

企画競争説明書及び仕様書は、本公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

（１）宛先はkeiyaku@jeed.go.jpとすること。

（２）件名は『「第47回全国障害者技能競技大会における宿泊・輸送・食事等手配業務」企画競争説明書の送付依頼』とすること。

（３）本文には、会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

5 企画提案書の提出期限

（１）提出期限 令和８年１０月２８日 午後４時

6 その他

（１）契約手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金 全額免除

（３）企画提案書の無効 本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画提案書は、無効とする。

（４）契約書の作成 要。また、本企画競争に関し、契約候補者との契約の締結にあたり、独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を定めることとしていること。

（５）その他 詳細は、「企画競争説明書」による。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。